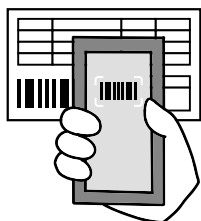


総額2,187億7,000万円の 令和5年度一般会計当初予算を可決

〈主な新規事業〉

- 納付書のキャッシュレス決済等推進事業
 - ・すべての納付書をキャッシュレス決済やコンビニエンスストアで納付できるような環境の整備
- 新市庁舎建設事業費
旧市庁舎本館・議会棟解体
- 長崎のもぎき恐竜パーク運営費（恐竜博物館）
 - ・恐竜コレクションカード制作
- シーボルト来日200周年記念事業費
 - ・記念式典や展覧会の開催



※詳細は長崎市議会ホームページで
ご覧になれます。



一般会計補正予算

(第1号・第2号) を可決

〈主な内容〉

◆施策の推進に係るもの

- 障害者福祉費補助金・子育て支援環境整備費
 - ・障害児通所支援事業所や民間保育所等に対して、送迎用車両への置き去り防止のための安全装置等の導入に係る補助

◆新型コロナウイルス感染症対策に係るもの

- 予防接種費
 - ・特例臨時接種の実施期間を令和6年3月31日まで、1年間延長

子ども福祉医療費の助成対象が拡大されます

～第67号議案「長崎市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例」～



◆概要

長崎県が県内全市町の高校生世代を対象とする新たな子どもの医療費助成制度を創設することから、同制度に基づき、支給対象を現行の中学校卒業までの子どもから高校生等までの子どもに拡大するものです。

◆変更内容

区分	現行	拡大
対象者	中学校卒業までの子ども	高校生等までの子ども（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）
支給方法	現物給付（自己負担額のみ支払いで受診）	高校生等のみ償還払い（受診時に保険適用後の一部負担金を一旦支払い、後日市に申請し支給を受ける）
自己負担額	1 医療機関当たり、 1 日上限800円、1 月上限1,600円 （入院・通院を含む。調剤薬局は自己負担なし。）	現行（左記）のとおり
所得制限	なし	現行（左記）のとおり

◆審査結果

付託された教育厚生委員会では、支給方法が現物給付ではなく償還払いである理由について質すなど、内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定し、本会議でも原案のとおり可決しました。

今後は、10月の対象拡大実施に向け、対象者への周知や申請書発送などの準備を進めていきます。

（ただし、令和5年4月1日以降に受診した医療費も助成対象になります。）



議会情報を「長崎市公式LINE」で発信しています

友だち登録 (@nagasaki-city) はこちら

定例会や委員会の日程などの議会の活動について、長崎市公式LINEの「お知らせ」の項目から発信しています。ぜひアカウントを登録し、議会情報をご確認ください。

